

熊本市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

熊本市立小学校及び中学校設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

熊本市立小学校及び中学校設置条例（昭和 39 年条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例

第 1 条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第 2 条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同条第 1 号の表熊本市立中緑小学校の項から熊本市立川口小学校の項までを削り、同条第 2 号の表熊本市立天明中学校の項を削り、同条に次の 1 号を加える。

(3) 義務教育学校

名称	位置
熊本市立天明みらい学園	熊本市南区奥古閑町 2 1 4 6 番地 1

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提出理由)

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、義務教育学校を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。